

## ワンストップ特例申請制度について

### ●ワンストップ特例制度とは

①確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、②寄附先が5団体以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる制度です。

### ●ワンストップ特例制度を希望する場合

特例制度をご希望の場合は、寄附金税額控除に係る申告特例申請書にご記入、押印の上、申告の特例の適用に関する事項の①及び②欄内の口にチェックを入れて、添付書類を添えて沼田市役所総務部企画政策課に、寄附した翌年の1月10日（必着）までに郵送してください。ご提出いただいた申請書をもとに、沼田市からお住まいの市区町村へ税控除に関する情報を提供します。※寄附金税額控除に係る申告特例申請書の記入例は返信封筒折り紙の裏面に記載しています。

※年末は寄附お申し込み時にご希望された場合でも、沼田市からワンストップ特例申請関係書類をご送付できない期間があります。その場合は、ご自身で関係書類をご準備いただき、沼田市までご送付下さい。（郵送料は自己負担）

### ●添付書類について

パターン	① マイナンバーカード をお持ちの方	② 通知カードをお持ちの方	③ マイナンバーカード、通知カードどちらも お持ちでない方 (通知カードの住所等が住民票に 記載されている事項と一致して いない方)
番号確認	マイナンバーカード裏面のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された住民票の写し
本人確認	マイナンバーカード表面のコピー	以下のいずれかのコピー ○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証 ○パスポート ○身体障害者手帳 ○在留カード など	以下のいずれかのコピー ○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証 ○パスポート ○身体障害者手帳 ○在留カード など

#### 【ご注意ください】

※申込住所と添付書類の住所は同一ですか？ マイナンバーカードをお持ちで、引越などによりマイナンバーカードの記載内容に変更があるときは、14日以内に市区町村に届け出て、カードの記載内容を変更する必要があります。90日を過ぎるとマイナンバーカードが失効となります。マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードがマイナンバーを証明する書類として利用できます。

※以下の場合、ワンストップ特例を申請しても適用されません。

- ・6団体以上にワンストップ特例を申請したとき。
- ・医療費控除や住宅ローン控除などの申請のため確定申告をした、又は住民税の申告をしたとき。
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市区町村でなく、また変更の届出がされていないとき。

★ワンストップ特例が適用されなくなった方が、確定申告で寄附金控除を受けるためには、寄附をした自治体が発行する寄附の証明書・受領書や、専用振込用紙の払込控（受領書）が必要となります。

ワンストップ特例申請書 記入例

令和4年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

郵便番号、住所、電話番号、氏名、フリガナ、生年月日を記入してください

押印してください

令和4年4月1日	沼田市長 殿	整理番号	
住所	〒123-4567	フリガナ	ヌマタ タロウ
	〇〇県△△市□□町1丁目2番3号	氏名	沼田 太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>
電話番号	1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0	個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		性別	男
		生年月日	明・大 昭・平 40年10月10日

申請日（記入日）

号の五様式（附則第二条）

マイナンバー（個人番号）を記入してください。

令和4年4月1日以後の寄附について「性別」の記載は不用になります。

同一自治体に複数回の寄附をした場合には、回数分の申請が必要になりますのでご注意ください。（複数回の金額を一括で申請できません。）

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和4年1月1日	30,000円

自治体へ寄附した日付を記入します。

自治体へ寄附した金額を記入します。

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ行うことができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>

チェックしてください

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

個人番号確認書類(写し)・本人確認書類(写し)添付台紙 以下及び裏面

マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードの表と裏のコピーを貼ってください

書類をこの台紙に貼り付け、申請書と一緒に提出してください。②③は裏面が台紙です。

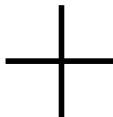
① マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードの表面の写し

ご注意！

マイナンバーカードをお持ちで、引越などによりマイナンバーカードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市区町村に届け出て、カードの記載内容を変更する必要があります。90日を過ぎるとマイナンバーカードが失効となります。

マイナンバーカードの裏面の写し



郵便番号、住所、氏名、フリガナを記入してください

住 所	〒123-4567	フリガナ	ヌマタ タロウ
	〇〇県△△市□□町1丁目2番3号	氏 名	沼田 太郎

有効な通知カードをお持ちの場合は、通知カードの表と身分証の表のコピーを貼ってください

の記載がある場合は両面を貼ってください。

### 通知カードの表面の写し

ご注意！

マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードがマイナンバーを証明する書類として利用できます。



### 身分証の表面の写し

○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証  
○パスポート ○身体障害者手帳  
○在留カード などのうちいずれか1つ  
※顔写真、氏名、生年月日又は住所が確認できるようにコピーしてください。

### 通知カードの裏面の写し

※通知カードの裏面に転居先等の記載がある場合は、裏面の写しもこの台紙に貼り付けてください。

### 身分証の裏面の写し

※身分証の裏面に転居先等の記載がある場合は、裏面の写しもこの台紙に貼り付けてください。

通知カード及び身分証の裏面に転居先等の記載がある場合は、裏面のコピーも貼ってください

マイナンバーカード、通知カードどちらもお持ちでない方

(通知カードの住所等が住民票に記載されている事項と一致していない方)は、個人番号が記載された住民票のコピーを同封し、身分証の表のコピーを貼ってください

ください。

### 個人番号が記載された住民票の写し

※A4サイズにコピーして、そのまま同封してください。

住民票を申請する際は、マイナンバーが省略されないよう請求してください。



### 身分証の表面の写し

○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証  
○パスポート ○身体障害者手帳  
○在留カード などのうちいずれか1つ  
※顔写真、氏名、生年月日又は住所が確認できるようにコピーしてください。

身分証の裏面に転居先等の記載がある場合は、裏面のコピーも貼ってください

### 身分証の裏面の写し

※身分証の裏面に転居先等の記載がある場合は、裏面の写しもこの台紙に貼り付けてください。